

※この法令は廃止されています。
平成六年農林水産省令第五十四号

特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第一項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百三十三号）第四条第一項の規定に基づき、並びに漁業法及び水産資源保護法を実施するため、承認漁業等の取締りに関する省令を次のようく定める。

甲子

第一章 總則（第一條・第二條）
第二章 特定大臣許可漁業（第三條—第十三條）

第三章 特定大臣許可漁業の制限及び取締り

第四章 届出漁業（第十九条—第二十一条）（第十四条—第十八条の三）

第五章 雜則（第二十二条—第二十六条）

第六章 罰則（第二十七條—第三十條）

(定義) 第一章 總則

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

第一条 この省令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

力漁船によりずわいがにをとることを目的とする漁業であつて、漁業法第五十二条第一項

の指定漁業を定める政令（昭和三十八年政令第1号）。以下「旨三點をもつて販賣する」とい

第六号 以下「指定漁業を定める政令」とし
う。) 第一項第一号に掲げる冲合底びき網漁

業又は漁業法第六十六条第二項に規定する小型幾船底びき網漁業に該当するもの以外のも

のをいう。

二 東シナ海等かじき等流し網漁業 東經百三十七度五十九分五十二秒の線以西の日本海及

び東シナ海の海域において総トン数十トン以上の動力魚船により流し網を使用してかじ

の軍艦に、洋経在任月一ヶ月をき、かつお又はまぐろをとることを目的とする。

三 カジキ等流し網漁業 総トン数十トン以上
る漁業をいう。

の動力漁船により流し網を使用してかじき、かつお、まぐろ又はさめをとることを目的と

する漁業であつて、前号に掲げる東シナ海等

かじき等流し網漁業に該当するもの以外のものをいう。

四 沿岸まぐろはえ繩漁業 我が国の排他的經濟水域、領海及び内水並びに我が国の排他的經濟水域によつて囲まれた海域から成る海域

五 一 東シナ海はえ縄漁業 東シナ海の海域において総トン数十トン以上の動力漁船によりはえ縄を使用して行う漁業であつて、前号に掲げる沿岸まぐろはえ縄漁業、指定漁業を定める政令第一項第八号に掲げる遠洋かつお・まぐろ漁業又は同項第九号に掲げる近海かつお・まぐろ漁業又は同項第九号に掲げる近海かつお・まぐろ漁業に該当するもの以外のものをいう。

八 大西洋等はえ縄等漁業 大西洋又はインド洋の海域において動力漁船によりはえ縄、刺し網又はかごを使用して行う漁業であつて、第三号に掲げるかじき等流し網漁業、第四号に掲げる沿岸まぐろはえ縄漁業、指定漁業を定める政令第一項第八号に掲げる遠洋かつお・まぐろ漁業又は同項第九号に掲げる近海かつお・まぐろ漁業に該当するもの以外のものをいう。

七 小型するめいか釣り漁業 総トン数五トン以上三十トン未満の動力漁船により釣りによつてするめいかをとることを目的とする漁業をいう。

八 太平洋底刺し網等漁業 太平洋の公海（排他的經濟水域及び大陸棚に関する法律第一条第一項に規定する排他的經濟水域及び外国の排他的經濟水域を除く。以下同じ。）において動力漁船によりはえ縄又は底刺し網を使用して行う漁業であつて、第一号に掲げるずわいがに漁業、第四号に掲げる沿岸まぐろはえ縄漁業、指定漁業を定める政令第一項第八号に掲げる遠洋かつお・まぐろ漁業又は同項第九号に掲げる近海かつお・まぐろ漁業に該当するもの以外のものをいう。

九 暫定措置水域沿岸漁業等 次に掲げる海域において動力漁船により行う漁業であつて、特定大臣許可漁業（当該特定大臣許可漁業による規制海域において行うものに限る。）、届出漁業（別表第三の上欄に掲げる届出漁業暫定措置水域沿岸漁業等を除く。）の種類ごとに同表の下欄に掲げる海域において行うも

のに限る。) 又は漁業法(以下「法」という。)第五十二条第一項の指定漁業に該当するもの以外のものをいう。

イ 漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定第九条1に定める海域

ロ 漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定第九条2に定める海域

ハ 漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定第七条1に定める海域

ニ 北緯三十度四十分三十三秒の線以北、東経百二十四度四十四分五十四秒の線以東、東経百二十七度三十九分五十三秒の線以西の東シナ海の海域(ロに掲げる海域を除く。)

この省令において「特定大臣許可漁業」とは、次に掲げる漁業をいう。

ズ わいがに漁業

東シナ海等かじき等流し網漁業

かじき等流し網漁業

東シナ海はえ繩漁業

東西洋等はえ繩等漁業

太平洋底刺し網等漁業

一 沿岸まぐろはえ繩漁業

二 小型するめいか釣り漁業

暫定措置水域沿岸漁業等

三 この省令において「届出漁業」とは、次に掲げる漁業をいう。

一 この省令において「規制海域」とは、別表第一の上欄に掲げる特定大臣許可漁業の種類ごとに同表の中欄に掲げる海域をいう。

この省令の適用については、ベーリング海、オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海、フイリピン海、南シナ海、タイ湾、東インド諸島諸海、ビスマルク海、ソロモン海、コラル海、タスマン海、バス海峡、カリフォルニア湾、アメリカ合衆国アラスカ州南東部及びカナダブリティッシュ・コロンビア州の沿岸海域並びにアラスカ湾の海域は、太平洋の海域に含まれるものとする。

6 この省令の適用については、マラッカ海峡、アンドマン海、ベンガル湾、ラッカディブ海、アラビア海、オマーン湾、ペルシヤ湾、エジプト海、マルマラ海、地中海、ビスケー湾、イギリス海峡、ブリストル湾、アイリッシュ海及びスコットランドの北海に含まれるものとする。

7 この省令の適用については、アゾフ海、黒海、マルマラ海、地中海、ビスケー湾、イギリス海峡、ブリストル湾、アイリッシュ海及びスコットランドの北海に含まれるものとする。

ント・ジョージ海峡、スコットランド西部諸海、北海、スカガラク海峡、カテガット海峡、バルト海、ノルウェー海、グリーンランド海、ラブラドル海、デービス海峡、バフィン湾、ハドソン海峡、ハドソン湾、セント・ローレンス湾、ファンディ湾、メキシコ湾、カリブ海、ラ・プラタ川河口部並びにギニア湾の海域は、大西洋の海域に含まれるものとする。

(提出書類の経由機関)

第二条 この省令の規定により農林水産大臣に提出する書類は、当該書類の提出者の住所地(共同してする申請又は届出に係る書類について)は、代表者の住所地(共同してする申請又は届出に係る書類について)を管轄する都道府県知事を経由して提出しなければならない。

第二章 特定大臣許可漁業

(許可)

第三条 法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、別表第一の二の上欄に掲げる特定の種類の水産動植物の採捕を目的として営む漁業又は特定の漁業の方法により営む漁業を同表の中欄に掲げる規制海域において同表の下欄に掲げる期間に當もうとする者は、農林水産大臣の許可を受けなければならぬものとする。ただし、法第六十五条第一項又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく都道府県規則の規定による都道府県知事の許可(以下この項において「都道府県知事許可」という)を受けて別表第一の二の上欄に掲げる特定の種類の水産動植物の採捕を目的として営む漁業又は特定の漁業の方法により営む漁業を同表の中欄に掲げる海域において同表の下欄に掲げる期間に當む場合には、当該都道府県知事許可を受けた漁業については、農林水産大臣の許可を受けることを要しない。

前項本文の許可は、毎年、船舶ごとに、別表第一の二の下欄に掲げる期間の開始前に操業区域及び操業期間を定めて行う。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

前項本文の許可を受けた者が、当該許可に係る期間中に、当該許可に係る船舶を当該許可に係る規制海域において当該特定大臣許可漁業に使用することを廃止し、当該許可に係る期間の残存期間につき、他の船舶について同項本文の許可を申請した場合

前項本文の許可を受けた者が、当該許可に係る期間中に、当該許可に係る船舶が滅失

し、又は沈没したため、当該許可に係る期間の残存期間につき、他の船舶について同項本文の許可を申請した場合

三 前項本文の許可を受けた者から、当該許可に係る期間中に、当該許可に係る船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該許可に係る規制海域において該特定大臣許可漁業を営もうとする者が、当該許可に係る期間の残存期間につき、当該船舶について同項本文の許可を申請した場合

(許可の基準)

第四条 農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しても、前条第一項本文の許可をしないことができる。

一 第十条第一項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

二 法第三十九条第二項の規定若しくは法第六十三条第一条において準用する法第三十九条第二項の規定により漁業の免許、法第五十二条第一項の許可若しくは法第五十四条の起業の認可の取消しを受け、又は法第六十五条第一項若しくは第二項若しくは水産資源保護法第四条第一項若しくは第二項に基づく農林水産省令若しくは規則の規定による農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法若しくは水産資源保護法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 当該漁業に関する、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、船員法(昭和二十二年法律第一百号)、第二章、第三章、第六章、第七章及び第八十六条の規定を除く)、同法第七十三条の規定に基づく国土交通省令、労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)又は最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者

五 法人又は団体であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

六 当該漁業を的確に遂行するに足りる能力を有しない者

七 前各号に掲げるもののほか、漁業取締りその他漁業調整上許可をすることが適当でないと認められる者

2 農林水産大臣は、特定大臣許可漁業について、水産資源保護法第九条第一項の規定に基づき、当該特定大臣許可漁業に従事することができる漁船の隻数の最高限度（以下「定数」という。）を定めた場合には、前項の規定にかかるわらず、前条第一項本文の許可をしないことができる。

3 農林水産大臣は、前項の定数が定められた特定大臣許可漁業の許可をする場合には、前条第二項ただし書の規定による場合を除き、当該特定大臣許可漁業につき、あらかじめ、許可を申請すべき期間を定め、これを公示しなければならない。

4 前項の規定により公示した期間内に許可の申請をした者の申請に対しても、第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。

5 前項の規定により許可をしなければならない申請に係る船舶の隻数が水産資源保護法第九条第一項の規定により定めた定数を超える場合には、前項の規定にかかるわらず、農林水産大臣は、少なくとも次に掲げる事項を勘案して許可の基準を定め、これに従つて許可をしなければならない。

一 当該漁業に係る水産資源の状況

二 当該漁業についての経験の程度その他の当該申請者の経営能力

三 当該漁業の操業状況

6 農林水産大臣は、第四項の規定により許可をしなければならない申請に係る船舶の隻数が水産資源保護法第九条第一項の規定により定めた定数を超える場合において、その申請のうちに現に当該特定大臣許可漁業の許可を受けている者（当該特定大臣許可漁業の許可を受けている者）が、当該特定大臣許可漁業の許可につき定められた操業期間の末日が第三項の規定により公示した許可を申請すべき期間の末日以前である場合にあつては、当該操業期間の末日において当該特定大臣許可漁業の許可を受けている者が、当該特定大臣許可漁業の許可につき定められた操業期間の末日の到来のため当該許可に係る船舶と同一の船舶についてした申請があるときは、前項の規定にかかるわらず、その申請に対し、他の申請に優先して許可をしなければならない。

え 繩 等 漁業	東 シ ナ 海 等 か じ き 等 流	東 シ ナ 海 等 し 綱 漁業	六 月 三 十 日 ま で	漁業 類 別 表 第 一 項 の 「 す わ い が に 」 に 係 る 許 可 に あ つ て は 、 同 欄 第 二 号 に 掲 げ る 海 域 （ 以 下 「 A 海 域 」 と い う ） に 係 る 許 可 に あ つ て は 、 同 欄 第 二 号 に 掲 げ る 海 域 （ 以 下 「 B 海 域 」 と い う ） に 係 る 許 可 に あ つ て は 、 七 月 三 十一 日 ま で 、 同 欄 第 三 号 に 掲 げ る 海 域 （ 以 下 「 C 海 域 」 と い う ） に 係 る 許 可 に あ つ て は 、 同 欄 第 四 号 に 掲 げ る 海 域 （ 以 下 「 D 海 域 」 と い う ） に 係 る 許 可 に あ つ て は 、 七 月 三 十一 日 ま で 、 同 欄 第 五 号 に 掲 げ る 海 域 （ 以 下 「 E 海 域 」 と い う ） に 係 る 許 可 に あ つ て は 九 月 三十 日 ま で 、 三 十 日 ま で	特定大臣許 可漁業の種 類	第五条 第三条第一項本文の許可を受けようとする者は、特定大臣許可漁業の種類ごとに毎年次の表に掲げる期日までに（同条第二項各号のいずれかに該当する場合にあっては、遅滞なく）、農林水産大臣が定める様式による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。	第五条 第三条第一項本文の許可を受けようとする者は、特定大臣許可漁業の種類ごとに毎年次の表に掲げる期日までに（同条第二項各号のいずれかに該当する場合にあっては、遅滞なく）、農林水産大臣が定める様式による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。
大 西 洋 等 漁業	東 シ ナ 海 は し 綱 漁業	か じ き 等 流	六 月 三 十 日 ま で	六 月 三 十 日 ま で	一 当 該 漁業 に 係 る 水 產 資 源 の 状 況		
え 繩 等 漁業	東 シ ナ 海 は し 綱 漁業	か じ き 等 流	六 月 三 十 日 ま で	六 月 三 十 日 ま で	二 各 申 請 者 が 當 該 漁業 の 隻 數		
					三 當 該 漁業 の 操 業 狀 況		
					四 各 申 請 者 の 經 濟 が 當 該 漁業 に 依 存 す る 程 度 (許可の申請)		

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 漁船法（昭和二十五年法律第七百七十八号）による漁船の登録の謄本

二 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）に基づく船舶検査証書の写し

三 申請に係る船舶を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

四 申請が第三条第二項各号のいずれかに該当する場合には、その旨を記する書面

農林水産大臣は、前項各号に掲げる書類のほか、許可をするかどうかの判断に關し必要と認める書類の提出を求めることができる。

5 第一項の申請書の様式は、告示で定める。
(許可証の交付及び備付け義務)

第六条 農林水産大臣は、第三条第一項本文の許可をしたときは、当該許可に係る操業期間の開始前に、申請者に別記様式第一号による許可証を交付する。

2 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る規制海域において当該特定大臣許可漁業を営む期間中当該許可証を該許可に係る船舶内に備え付けておかなければならぬ。
(許可の制限又は条件)

第七条 農林水産大臣は、第三条第一項本文の許可をした後において、前項の規定による制限若しくは条件を付け、又は当該制限若しくは条件を変更しようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるわらず、聽聞を行わなければならない。

3 第三条第一項本文の許可をした後における第一項の規定による制限若しくは条件の付加又は当該制限若しくは条件の変更に係る聽聞の期日等における審理は、公開により行わなければならぬ。
(相続又は法人の合併若しくは分割)

第八条 第三条第一項本文の許可を受けた者が死滅し、解散し、又は分割（当該許可を受けた船

未満の雄がにをい。次項において同じ。)は採捕してはならない。

二 第七条第一項の規定に基づく制限又は条件に違反した者

三 第十条第一項又は第二十三条第一項前段の規定による命令に違反した者

前項の場合においては、犯人が所有し、又は合を含む)、第十八条第一項又は第二十五条の規定に違反した者

六 北太平洋の海域におけるつぶ漁業の取締りに関する省令（昭和四十七年農林省令第四十一号）

七 大西洋の海域におけるはえなわ等漁業の取締りに関する省令（昭和四十八年農林省令等四十六号）

(承認に付されている制限又は条件に関する経過措置)
第六条 この省令の施行の際現に旧省令の規定に基づき旧省令承認に付されている制限又は条件とは、第七条第一項に基づき付された制限又は条件とみなす。
(承認番号に関する経過措置)
第七条 この省令の施行の際現に旧省令の規定に基づき付された制限又は条件とみなす。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の二第一項の規定に違反した者は、第十八条の三の規定に違反した者

二 第十九条の二の規定に違反した者

三 第二十条の三の規定に違反した者

四 第二十条の三の規定に違反した者

五 第二十六条の規定に違反した者

第六条第二項、第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第十六条第一項又は第二十二条の規定に違反した者

二 第十九条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十七条第一項、第二十八又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、各本条の罰金刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成七年三月三十一日から施行する。

(さんま漁業取締規則等の廃止)

第二条 次に掲げる省令は、廢止する。

一 さんま漁業取締規則（昭和二十四年農林省令第七十号）

二 北太平洋の海域におけるずわいがに等漁業の取締りに関する省令（昭和四十三年農林省令第六号）

三 いかつり漁業の取締りに関する省令（昭和四十四年農林省令第四十一号）

なわ漁業の取締りに関する省令（昭和五十九年農林水産省令第五十号）

十一　小形まぐろはえ縄漁業の取締りに関する省令（平成元年農林水産省令第四十四号）

省令（平成三年農林水産省令第三十四号）

（承認に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に前条の規定による廃止前の同条各号に掲げる省令（以下「旧省令」と総称する。）の規定により農林水産大臣の承認を受けることを必要とした漁業についての当該承認（以下「旧省令承認」という。）を受けている者は、旧省令承認に相当する第三条各項の農林水産大臣の承認を受けたものとなる。

2　前項の場合においては、第十一条第一項第二号の規定は適用しない。

（承認の申請に関する経過措置）

第四条 この省令の施行前に農林水産大臣に提出された旧省令の規定に基づく旧省令承認に係る申請書は、第五条第一項の規定に基づく申請書とみなす。この場合において、当該申請書を提出している者については、第四条の規定は、適用しない。

（承認証に関する経過措置）

第五条 この省令の施行の際現に旧省令の規定に基づき交付されている旧省令承認に係る承認証は、第六条第一項の規定に基づき交付された承認証とみなす。

2　前項の規定により第六条第一項の規定に基づき交付されたものとみなされる承認証の当該承認に係る船舶内における備付けについては、第六条第三項の規定にかかるわらず、なお前述の例による。

第九条 この省令の施行の際現に旧省令承認を受けている者及びこの省令の施行前に旧省令の規定により農林水産大臣に届け出ることを必要とした漁業についての当該届出（以下「旧省令届出」という。）をした者に対する当該承認又は届出に係る制限又は禁止の措置については、第十七条第一項（第二十五条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十条 この省令の施行前に農林水産大臣に対してもなされた旧省令届出は、当該漁業に相当する届出漁業について第二十三条第一項又は第二項の規定に基づきなされた届出とみなす。

（漁獲成績報告書に関する経過措置）

第十二条 この省令の施行の際現に旧省令承認を受けている者及び旧省令届出をした者が提出する漁獲成績報告書についての規定の適用については、第二十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（いか釣り漁業に係るこの省令の適用等）

第十三条 昭和五十七年七月十八日前に建造され、又は建造に着手された動力漁船（昭和六十年七月三十日以前に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項の特定修繕をいう。以下同じ。）に伴う船舶法（明治三十二年法律第四十六号）及びこれに基づく命令の規定による改測又は測度（以下「改測等」という。）を受けたものを除く。）により釣りによつていかをと

二 第十九条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十七条第一項、第二十八条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、各本条の罰金刑を科する。

(施行期日)
附 則 抄

の当該承認（以下「旧省令承認」という。）を受けている者は、旧省令承認に相当する第三条各項第一項の農林水産大臣の承認を受けたものとなる。

2 前項の場合においては、第十一条第一項第二号の規定は適用しない。

（承認の申請に関する経過措置）

第四条 この省令の施行前に農林水産大臣に提出された旧省令の規定に基づく旧省令承認に係る申請書は、第五条第一項の規定に基づく申請書とみなす。この場合において、当該申請書を提出している者については、第四条の規定は、適用しない。

（承認証に関する経過措置）

港に関する制限については、第十八条の規定にかかわらず、なお從前の例による。
(届出に関する経過措置)
第十一条 この省令の施行前に農林水産大臣に対し認可を受けた旧省令届出は、当該漁業に相当する届出漁業について第二十三条第一項又は第二項の規定に基づきなされた届出とみなす。
(漁獲成績報告書に関する経過措置)
第十二条 この省令の施行の際に旧省令承認を受けている者及び旧省令届出をした者が提出する漁獲成績報告書についての規定の適用については、第二十六条の規定にかかわらず、なお從前の例による。
(いか釣り漁業に係るこの省令の適用等)

二 第十九条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十七条第一項、第二十八条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、各本条の罰金刑を科する。

(施行期日)
附 則 抄

の当該承認（以下「旧省令承認」という。）を受けている者は、旧省令承認に相当する第三条各項第一項の農林水産大臣の承認を受けたものとなる。

2 前項の場合においては、第十一条第一項第二号の規定は適用しない。

（承認の申請に関する経過措置）

第四条 この省令の施行前に農林水産大臣に提出された旧省令の規定に基づく旧省令承認に係る申請書は、第五条第一項の規定に基づく申請書とみなす。この場合において、当該申請書を提出している者については、第四条の規定は、適用しない。

（承認証に関する経過措置）

港に関する制限については、第十八条の規定にかかわらず、なお從前の例による。
(届出に関する経過措置)
第十一条 この省令の施行前に農林水産大臣に対し認可を受けた旧省令届出は、当該漁業に相当する届出漁業について第二十三条第一項又は第二項の規定に基づきなされた届出とみなす。
(漁獲成績報告書に関する経過措置)
第十二条 この省令の施行の際に旧省令承認を受けている者及び旧省令届出をした者が提出する漁獲成績報告書についての規定の適用については、第二十六条の規定にかかわらず、なお從前の例による。
(いか釣り漁業に係るこの省令の適用等)

一 第六条第二項 第十四条、第十五条第一項
若しくは第三項、第十六条第一項又は第二十二
条の規定に違反した者

二 第十九条第一項又は第二項の規定による届
出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代
理人、使用人その他の従業者が、その法人又は
人の業務に関して、第二十七条第一項、第二十
八条又は前条の違反行為をしたときは、行為者
を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条
の罰金刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成七年三月三十一日から
施行する。
(さんま漁業取締規則等の廃止)

第二条 次に掲げる省令は、廢止する。

一 さんま漁業取締規則（昭和二十四年農林省
令第七十号）
二 北太平洋の海域におけるずわいがに等漁業
の取締りに関する省令（昭和四十三年農林省
令第六号）
三 いかつり漁業の取締りに関する省令（昭和
四十四年農林省令第四十一号）

の当該承認（以下「旧省令承認」という。）を受けている者は、旧省令承認に相当する第三条各項第一項の農林水産大臣の承認を受けたものとなる。

2 前項の場合においては、第十一条第一項第二号の規定は適用しない。

（承認の申請に関する経過措置）

第四条 この省令の施行前に農林水産大臣に提出された旧省令の規定に基づく旧省令承認に係る係の申請書は、第五条第一項の規定に基づく申請書とみなす。この場合において、当該申請書を提出している者については、第四条の規定は、適用しない。

（承認証に関する経過措置）

第五条 この省令の施行の際現に旧省令の規定に基づき交付されている旧省令承認に係る承認証とは、第六条第一項の規定に基づき交付された認証とみなす。

2 前項の規定により第六条第一項の規定に基づき交付されたものとみなされる承認証の当該認証に係る船舶内における備付けについては、第六条第三項の規定にかかるわらず、なお前項の例による。

第十一条 この省令の施行前に農林水産大臣に対し港に関する制限については、第十八条の規定にかかるわらず、なお從前の例による。
(届出に関する経過措置)

第十二条 この省令の施行前に農林水産大臣に對してなされた旧省令届出は、当該漁業に相当する届出漁業について第二十三条第一項又は第三項の規定に基づきなされた届出とみなす。

(漁獲成績報告書に関する経過措置)

第十三条 この省令の施行の際現に旧省令承認を受けている者及び旧省令届出をした者が提出する漁獲成績報告書についての規定の適用については、第二十六条の規定にかかるわらず、なお從前の例による。

(いか釣り漁業に係るこの省令の適用等)

第十四条 昭和五十七年七月十八日前に建造され、又は建造に着手された動力漁船（昭和六十年七月三十日以前に特定修繕船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項の特定修繕をいう。以下同じ。）に伴う船舶法（明治三十二年法律第四十六号）及びこれに基づく命令の規定による改測又は測度（以下「改測等」という。）を受けたものを除く。により釣りによつていかをと

(1) 青森県西津軽郡深浦町艤作崎突端
 (2) 北海道松前郡松前町松前小島灯台
 (3) 北海道松前郡松前町白神岬突端
 (4) 北海道函館市恵山岬突端正東十海里
 (5) 北海道函館市恵山岬突端正東三十五海里
 (6) 青森県八戸市鮫角突端正東十海里
 (7) 岩手県宮古市鮫ヶ崎突端正東十海里
 (8) 岩手県大船渡市首崎突端正東十海里
 (9) 宮城県気仙沼市御崎突端正東十海里
 (10) 宮城県本吉郡南三陸町歌津崎突端
 (11) 宮城県石巻市金華山頂上正東十海里
 (12) 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東二十五海里
 (13) 福島県双葉郡浪江町押戸ノ鼻突端
 (14) 福島県いわき市塙屋崎灯台正東二
 十五海里
 (15) 茨城県ひたちなか市磯崎突端正東
 二十五海里的点
 (16) 千葉県銚子市銚子一ノ島灯台正東
 二十五海里的点
 (17) 千葉県銚子市銚子一ノ島灯台南東
 二十五海里的点
 (18) 千葉県いすみ市太東崎突端南南東
 三十海里的点
 (19) 千葉県南房総市野島崎灯台正南十
 五海里的点
 (20) 千葉県南房総市野島崎灯台
 本領海及び排他的経済水域のうち、それ
 ぞれ東京都小笠原村南鳥島を囲む部分
 へ指定漁業省令別表第二沖合底びき網漁
 業の項第一号イに規定する水域
 二次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線
 及び陸岸により囲まれた海域（前号イ及び
 ニに掲げる海域と重複する部分及び次号に
 規定する海域を除く。）におけるかじき等
 流し網漁業の操業は、毎年五月一日から六
 月三十日までの期間内においては、禁止す
 る。
 イ 千葉県いすみ市太東崎突端

沿岸まぐろはえ縄漁業の操業は、禁止する。

二 沿岸まぐろはえ縄漁業によるくろとがりざめ又はよごれの採捕は、禁止する。

三 沿岸まぐろはえ縄漁業によるめばちの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

四 沿岸まぐろはえ縄漁業によるきはだの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

漁業別記
様式第1号（第6条関係）

かる小
型釣
めりいす
る。

ににおいては、禁止する。

の採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

か釣り漁業の操業は、禁止す

許可者名	○○○漁業許可者
住所	
本支社名	
船名	ホトントン
船籍港	横浜港
漁業許可番号	年月日登記番号
船圖文書名	
船の形	
農林水産大臣	

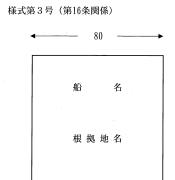
備考 両側は、日本工業規格A4とする。

様式第2号（第15条関係）

様式第2号（第15条関係）

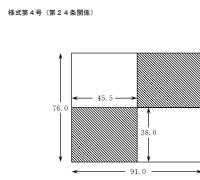
備考 各文字及び数字は、改により明瞭に表示すること。
(1) ×××の部分には、当該許可に係る指定大臣が許可漁業の称を表示すること。
(2) 特定漁業の種類は、次のとおりとすること。
イ 東シナ海からさほど沖漁業 東南からじさほど
ウ カリコ等底曳網漁業 カリコ底曳網
エ フィッシュ等底曳網漁業 フィッシュ底曳網
オ 大西洋等はえ縄等漁業 西はえ
カ 太平洋底曳網等漁業 底さし
(3) ○○○の部分には、当該許可に係る許可番号を表示すること。
(4) 大きさはセンチメートル以上、小ささは3センチメートル以下とする。

様式第3号（第16条関係）



備考
1 標識は、黄色の布地である。
2 尺法の単位は、センチメートルとする。

様式第4号（第24条関係）



備考
1 斜線の部分は、黒色とし、その他の部分は、黄色とする。
2 この旗は、国際信号機規則に掲載した国際信号旗に掲載の「J」旗（あなたは、すぐ運動されたい）である。
3 寸法の単位は、センチメートルとする。